

告示

埼玉県告示第二百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和八年関東地方整備局告示第百五十号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和八年四月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 施行者の名称
埼玉県
- 二 事務所所在地
埼玉県東松山市六軒町五番地一
- 三 都市計画事業の種類及び名称
東松山都市計画画道路事業三・五・十四本町通線
- 四 事業施行期間
令和八年四月二日から令和十六年三月三十一日まで
- 五 事業地の所在
 - イ 収用の部分
埼玉県東松山市神明町一丁目及び神明町二丁目並びに若松町一丁目地内
 - ロ 使用の部分
なし